○財務省告示第九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年三月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年三月十九日

財務大臣　尾身　幸次

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百八十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行

五　発行額　額面金額で三百億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で十九億八千七百五万円、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二

条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で百九億二千八百五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で四十五億九千五百九十万円、同法第五条ノ二の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で百二十四億八千九百万円

六　払込金額　三百一億九千八百万円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成十九年三月二十日

十　募集の価格　額面金額百円につき百円六十六銭

十一　利率　年一・七パーセント

十二　初期利子　平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四　償還期限　平成二十九年三月二十日

十五　償還金額　額面金額百円につき百円

十六　元利金支払場所　日本銀行

十七　募集期間　平成十九年三月六日から平成十九年三月十四日まで

十八　払込期日　平成十九年三月二十日